

# 建築基準法第 43 条第 2 項の規定による認定基準及び許可基準の一部改正を行いました。

## 1 改正の趣旨

法第 43 条第 2 項の規定による認定及び許可は、平成 27 年に許可基準を改正し、平成 30 年に認定基準を制度創設し運用をしてきましたが、さらなる運用の円滑化を図るため、基準の明確化や基準の構成変更、文言の整理等を行いました。

また、令和 5 年 12 月 13 日に建築基準法施行規則の一部を改正する省令が施行され、認定対象範囲が拡大されたことに伴い、認定基準を改正しました。

## 2 改正の概要

具体的な改正内容については、「新旧対照表」をご確認ください。

### (1) 空地为公的機関が管理する場合の取扱いの見直し **明確化**

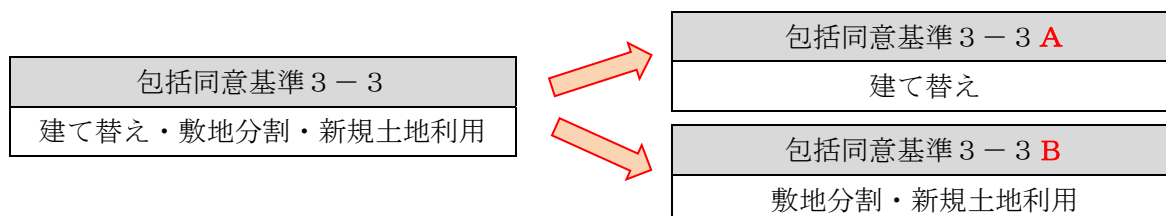
空地为公的機関が管理していた場合は、包括同意基準 1 及び 2 では管理者との協議を求める基準となっている一方、包括同意基準 3 - 3 以降では管理者との協議を求めない基準となっていました。運用上、いずれも管理者と協議をした上で許可を行っているため、運用にあわせてすべての基準で管理者との協議を求める基準としました。

### (2) 建築基準関係規定の適正化 **適正化**

現行基準では、『建築基準関係規定に適合すること』と規定されており、「認定・許可」と「建築確認」で、大部分が重複した審査となっていました。法第 43 条第 2 項はあくまで接道規定について認定又は許可をすることが趣旨であるため、『空地と敷地との境界線から 4 m 外側の線までの土地等を法の道路とみなすことにより適用される建築基準法令の規定に適合すること』と規定し直しました。

### (3) 許可基準の構成の変更 **構成の変更**

包括同意基準 3 - 3 においては、建て替え、敷地分割及び新規土地利用についての規定が 1 つの基準にまとめられており、複雑な構成となっていたため、基準の構成の見直しを行いました。



### (4) 建築基準法施行規則の改正による認定対象の拡大に伴う改正

令和 5 年 12 月 13 日に建築基準法施行規則の一部を改正する省令が施行され、運用実態を踏まえた手続の更なる合理化を図るための認定対象の拡大がされました。それに伴い、認定基準の一部の規定を改正後の建築基準法施行規則と合わせました。

### (5) その他

各基準における文言の整理や構成の変更等を行いました。

## 3 改正の時期

改正：令和 6 年 6 月 3 日

施行：令和 6 年秋以降（予定）

※「建築基準法第 43 条第 2 項の規定による許可・認定ご案内」の改正とあわせて新許可基準・新認定基準を施行予定です。

### ■問合せ先

横浜市 建築局 建築企画課 建築企画担当 電話：045-671-2933